

横須賀の商業

(平成19年商業統計調査結果)

I 調査の概要

1. 調査の目的

商業統計調査は、経済産業省所管により実施されている指定統計調査（指定統計第23号）で、全国に所在する卸売業・小売業を営むすべての事業所について、事業所数、従業者数、年間商品販売額等を業種別、規模別、地域別等に把握して、その分布状況や商業活動の実態を明らかにし、商業に関する基礎的な統計資料を得ることを目的としています。

2. 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によります。

3. 調査期日

今回の調査は、平成19年6月1日を調査期日とする本調査として実施されました。

なお、商業統計調査は昭和27年に第1回調査を行い、昭和51年までは2年毎に行われ、昭和51年から平成6年までは3年毎に調査を実施しています。また、平成9年以降の調査から5年ごとになり、その中間年（本調査の2年後）に民営事業所のみを対象とする簡易調査を実施しています。

4. 調査の方法

調査は、対象となる事業所に調査員が調査票を配布し、それぞれの事業所の責任者が自ら記入する自計方式により実施しました。（一部、商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、国または都道府県に直接提出する本社等一括調査も実施しました。）

5. 調査の範囲及び単位

日本標準産業分類に掲げる「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所を、原則としてその場所ごとに対象とします。

調査は、公営、民営の事業所を対象として実施しています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）も調査の対象となります。また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象となります。また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札口内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としました。しかし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所については、原則、調査の対象としていません。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、または季節営業の事業所であっても、専従の従業者がいる所については調査の対象とします。

※については、平成19年調査より調査の対象となりました。

6. 本報告書に用いた主な用語等について

(1) 商業事業所(=店舗)

商業事業所とは、一定の場所に固定的設備を持ち、原則として「商品を購入して販売する事業所」

であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいいます。

(2) 卸 売 業

- ① 小売業または他の卸売業に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業としないで、卸売業とします。）
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所
このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価値の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行いません。（代理商・仲立業）

(3) 小 売 業

- ① 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
同種商品の修理料が商品販売額より多い場合でも、修理業としないで小売業とします。
ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（サービス業（他に分類されないもの））となります。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、洋服店、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局など
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、または通信・カタログ販売事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

(4) 業 態 別

卸売業、小売業の別をいいます。

(5) 業 種 別

日本標準産業分類「大分類J—卸売・小売業」の中分類、小分類、細分類をいいます。

(6) 従 業 者

平成19年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している者をいい、「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計になります。また、他の会社など別経営の事業所へ派遣している人または下請けとして別経営の事業所へ行っている人を含んでいます。

- ① 個人事業主とは、個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。
- ② 無給家族従業者とは、個人事業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。
- ③ 有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問いません。）で、給与を受けている人をいいます。

④ 常用雇用者とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」で、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている人

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

ウ 上記以外の雇用者のうち、平成19年の4月と5月にそれぞれ18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている人

(7) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売額をいいます。ただし、この期間の販売額によることが困難な場合には、最寄りの決算日前1年間の販売額等とすることができません。なお、年間商品販売額には消費税額を含みます。

(8) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の他の事業による収入額を合計したものをいい、消費税額を含みます。

(9) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価によります）をいいます。

(10) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド、訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所は除きます。

7. 統計表の記号及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおり取り扱いました。

「X」… 調査対象事業所の秘密保持のため、集計単位で事業所数が2以下の場合には、各調査項目を秘匿し「X」で表示しました。また、「X」で秘匿した数値の算出を避けるため、事業所数が3以上であっても、各調査項目を「X」で秘匿したところもあります。

「—」… 集計項目において該当する数値がないことを示します。

「0.0」… 単位未満の数値を示します。

「△」… 減少を示します。

(2) 増減率、構成比の各数値は少数点第2位を、また、年間商品販売額等の端数を切り捨てる場合は切り捨てる直近の数値を四捨五入したため、総数と内訳の合計数値は一致しない場合があります。

(3) 平成14年商業統計調査では、産業分類の改定及び業態分類の見直しを行っています。それに伴い平成11年の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えられており、平成11年調査の公表値とは必ずしも一致しません。

(4) 本文中及び統計表中の「増減率」に関して

①平成19年調査では、これまで対象としていなかった有料施設内事業所のうち、駅改札内及び有料道路内の事業所を新たに対象範囲に加えました。このため、増減率（19年/16年）は、時系列を考慮したもので算出しており、公表数値により算出した値とは一致しません。

②平成11年調査の増減率については、平成11年調査において事業所の補足を行ったことから、平成9年調査以前の数値と整合性を保ち、時系列を考慮したもので算出しています。このため、公表数値により算出した数値とは一致しません。